

## 著作権分科会における審議状況と今後の主な課題

### 1. 今期の審議状況

- 平成29年4月に「法制・基本問題小委員会」、「著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会」及び「国際小委員会」を設置し、各小委員会及び文化審議会著作権分科会運営規則（平成二十四年三月二十九日文化審議会著作権分科会決定）に基づき設置された「使用料部会」において審議を行った。
- 「柔軟性のある権利制限規定」、「教育の情報化の推進」、「障害者の情報アクセス機会の充実」、「著作物等のアーカイブの利活用促進」については、平成29年4月、「文化審議会著作権分科会報告書」を取りまとめ、所要の制度整備等を行うべき旨を提言した。
- また、規制改革推進会議から示された高等学校の遠隔教育に関する課題への対応や今後の著作権政策の方向性や具体的施策に関する「文化芸術推進基本計画に向けた意見」を取りまとめた。
- 各小委員会及び使用料部会における審議状況は次のとおりである。
- 「法制・基本問題小委員会」における審議状況について
  - (1) リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為への対応、(2) 権利者不明著作物等の利用円滑化について、検討を行った。

#### (1) リーチサイト<sup>1</sup>への対応

近年、インターネット上において音楽・アニメ・映画・マンガ・ゲームなどのコンテンツが不正に流通するなど、インターネット上の著作権侵害による被害が深刻さを増している。このような状況において、リーチサイトなどを通じて行われる侵害コンテンツへの誘導行為が、侵害コンテンツへのアクセスを容易にし、著作権侵害を助長していると言われている。このようなインターネット上の海賊版の流通を助長させる行為は、著作権者が正規版を展開する上での大きな問題となっており、その対応策について検討を行っている。

本課題に関しては、昨年度、関係団体へのヒアリングを踏まえてリーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為の行為類型を整理した。今年度は更に、プラットフォーム

---

<sup>1</sup> 自身のウェブサイトにはコンテンツを掲載せず、他のウェブサイトに蔵置された著作権侵害コンテンツへのリンク情報を提供して、利用者を侵害コンテンツへ誘導するためのウェブサイト

<sup>2</sup>等からリーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為に対する取組の現状や、法制面での対応の是非等についてヒアリングを行った。また、リンク情報の提供行為はインターネットによる情報伝達（表現行為）において不可欠な役割を担うものであり、表現の自由の制約に関わることから、憲法学者からリンク情報の提供行為やリーチサイトの運営行為を規制するにあたって憲法的観点から考慮すべき事項について、ヒアリングを行い、公共の福祉、すなわち著作権者の利益の保護と、表現の自由とのバランスの観点から、本課題の検討にあたって抑えるべき視点を確認した。

その上で、民事については、差止請求権の対象として特に対応する必要がある悪質な行為類型の範囲について検討し、刑事については、現行制度における対応可能性を踏まえた新たな制度整備の必要性や可罰的な行為類型の範囲について検討を行った。更に、仮に新たに制度を設ける場合、どのような立法形式によるべきかについても検討を行った。

本課題については引き続き、本小委員会の重要課題として、表現の自由への過度な萎縮効果を生じさせないよう配慮しつつ、権利保護の実効性を確保するとの観点から、具体的な検討を迅速に進めていくこととしている。

## (2) 権利者不明著作物等の利用円滑化

本課題に関しては、拡大集中許諾制度、著作権者不明等の場合の裁定制度の見直しについて、検討を行った。

北欧諸国や英国において導入されている拡大集中許諾制度については、平成27年度に諸外国の調査、平成28年度に我が国への導入の可能性やその場合の課題等について調査研究を行っており、今年度は、同調査研究の結果の報告を受けて、今後の検討の進め方について議論を行った。

すなわち、同制度を導入する場合には、その正当化根拠や団体の在り方など、検討が必要な課題が多いことを確認するとともに、今後検討を進める場合には、具体的な場面を想定した上で、補償金請求権を伴う権利制限や報酬請求権など、他の手段の可能性も含めて検討を進める必要があることを確認した。本年度は、こうした検討の方向性のもと、事務局において関係者へのヒアリングが行われ、来年度はその結果の報告を踏まえ、必要に応じて本小委員会等で検討を行うこととしている。

著作権者不明等の場合の裁定制度については、最近の裁定手続に係る運用実績を基に見直しが行われ、今年度、裁定制度に係る申請の手数料が減額されることとなった。

---

<sup>2</sup> ネット検索事業者やプロバイダ事業者等

## ○ 「著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会」における審議状況について

### (1) クリエーターへの適切な対価還元に係る課題

本課題に関しては、昨年度、私的録音録画に係るクリエイターへの対価還元についての現状を整理するとともに、クリエイターに対して補償すべき範囲があるのか否か、その範囲はどこなのか、という点について検討を行った。今年度はその検討結果を踏まえ、私的録音に焦点を当てて、①私的録音録画補償金制度、②契約と技術による対価還元、③クリエイター育成基金の三つを対価還元手段の選択肢として取り上げ、対価還元手段全体に共通する論点や各選択肢についてそれぞれ強みや課題の検討を行った。

来年度においては引き続き、私的録音に関する対価還元手段の具体的な制度設計に向けた検討を深めるとともに、私的録画に係る対価還元手段の在り方について検討を行い、方向性を示していくことが必要としている。

## ○ 「国際小委員会」における審議状況について

### (1) 著作権保護に向けた国際的な対応の在り方

WIPOの著作権等常設委員会（SCCR）では放送条約等に関する議論が進められている。本課題については、主に放送条約に関して、放送機関が行う放送のインターネット送信（主にオンデマンド配信）についての保護の在り方等について議論を行ったところ、早期条約策定の観点やネット配信事業者とのバランスを考慮すると、必ずしも義務的保護を求める必要はないとの意見が複数の委員から出された。

### (2) インターネットによる国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方

①マレーシアにおける著作権侵害実態調査結果、②諸外国におけるインターネット上の著作権侵害対策に関する調査結果の報告、③平成30年度より実施する侵害発生国政府等と連携した著作権に関する普及啓発教材の開発の取組について、報告に基づき議論を行った。

インターネット上の著作権侵害対策については、特に侵害サイトへのアクセス制限（サイト・ブロッキング）は、有効な手段であるとの評価がある一方で、制度の違いにより効果が異なるため、更なる調査が必要との意見があったほか、正規コンテンツを利用できる環境整備が重要であるとの意見が出された。

普及啓発の取組は評価されづらいが成果も上がっているとの意見があったほか、教育については、過度な禁止教育にならないように配慮が必要であるが、してはいけない行為はしっかりと教える必要があるとの意見が出された。

## ○ 使用料部会における審議について

著作権者不明等の場合における著作物等の利用に係る補償金の額、平成29年度使用教科書等掲載補償金の額等について審議を行ったほか、音楽教室における演奏等からの使用料徴収をめぐる音楽教育を守る会から申請のあった著作権等管理事業法に基づく文化庁長官の裁定について審議を行った。

音楽教室における演奏等からの使用料徴収をめぐるについては、一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）が文化庁長官に届け出た使用料規程について、利用者代表である音楽教育を守る会から、当該使用料規程の実施を保留することを求める文化庁長官の裁定の申請があり、文化審議会に諮問された。

文化庁長官からの諮問を受け、使用料部会では、両当事者及び有識者の意見を聞いた上で審議を行った。その結果、当該使用料規程については、音楽教育を守る会が求める実施の保留は行わず、裁定の日をもって実施の日とする裁定を行うことが相当と議決された一方で、音楽教育を守る会の一部を原告、JASRACを被告とする請求権不存在確認事件が係属中であることを踏まえ、JASRACに対して、当該使用料規程の実施に当たり、社会的混乱を回避すべく適切な措置を採ることを期待するとされた。著作権分科会においても、使用料部会の議決のとおりとする議決がされ、平成30年3月5日、文化庁長官に答申された。

なお、文化庁長官は、本答申を踏まえ、当該使用料規程の実施の保留は行わないとする裁定を行うとともに、JASRACに対して当該使用料規程の実施に当たっての適切な措置について通知を行っている。

(参考)

審議状況の詳細については、文化審議会著作権分科会（第50回）（平成30年3月5日開催）における報告内容を参照。

<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/>

## 2. 今後の課題

- 上記の課題のうち、引き続き検討が必要とされた課題を含め、著作権制度に関する諸課題について、今後も検討を行う予定。